# 審判決情報の利用環境の 現状について

仲間 晃 審査第四部画像処理

審判の審理結果である審決は、審査・審判業務の みならず庁外においてもきわめて有用な情報である。

企業における明細書作成や審判・訴訟対策にも審決やそれに係る審決取消訴訟判決は積極的に活用されているなど、その利用ニーズは益々高まっている。そこで、以下において、現在審決・判決を利用するため整備されてきた」ターム検索システムの概要と、それらがどのように庁内において利用されているかについて述べることで、審判・審査業務において審決・判決がいかに貴重な情報であるかを紹介するとともに、審決・判決情報に関し庁外に対して行っているサービスの提供およびその利用状況について説明する。

1. 審理における審決・判決利用の必要性

知的財産への関心が益々高まる中、審査の上級審として審査結果の検証を適切に行い、また、権利の有効性を巡る紛争処理を早期に解決するという審判の重要性は、一層認識されてきているところである。それは、知的財産を巡る高額訴訟が頻発し、また侵害訴訟における権利濫用の抗弁を認容する判決が度々出されているという現状からも如実に伺い知ることができる。このような審判を取り巻く状況に対応するべく、審判部においては、一層の迅速かつ的確な審理の実現を目指して、審理の充実及び審理の促進に着実に取り組んでいるが、審理業務の効率化を図る上で、特に審理の最終的結論である審決の起

案を如何に的確かつ効率的に行うかは長年の課題で あった。

この課題に対応する上でまず考えるべきことは、過去の審決及び判決結果を如何に効率的に参照するかということである。一般に、審判において審判決例を調査・利用する目的は、大きく以下のような場合とされている。

(1)審理を遂行する上で必要とされる技術的または 法律的判断の妥当性の確認

例えば、無効審判で提出された証拠の頒布性 について争いがある場合に、同様の事件を参考 にすることで、審理における法律的妥当性を確 保する、などがそれである。

- (2) 訴訟における答弁理由、上告理由等の論理構築 の際の参考
- (3)審査(審理)基準・運用等の妥当性確認 個別の審査・審理事案にあたる場合だけでな く、一般的な基準・運用等の妥当性を確認する 上で、そのような事案に該当する判決を照会す る、などがそれである。
- (4) 審決、準備書面起案の際の文例入手
- (5) 審判請求書の理由等で引用された審判決例の照会

このような利用に供するため、環境整備が長年 粛々と行われてきたのであり、その対応策として開 発・構築されたのが、庁内において簡便に審判決例 を照会・検索できる」ターム検索システムである。

# 2. Jターム検索システムの概要

Jターム検索システムは、特許庁ペーパーレス計 画の一環として開発された審判決の検索システムで あり、最初のシステムは昭和59年に開発が着手され、 昭和61年5月より庁内サービスが行われている。

# 1) Jタームシステム以前

Jターム検索システム構築以前は、審判決のため に発行された公報を整備するとともに、抽出による 重要審判決例集の発行を行っていた。

審判決例の公報は、審理の結果を官報により第三 者にも広く知らしめるという役割がある一方で、当 時は経済的な発行負担等の問題などから、査定不服 審判については請求成立の審決(Y審決)は発行を必 要な場合にのみに限定するなどしていたため、利用 に供される審判決例も当然に範囲が限定されていた。

それを補うため審判部にて、昭和23年から、審決 取消訴訟全件と工業所有権関係の主要な判決を収録 した「審決取消訴訟判決集(「青本」と呼ばれてい た。毎年1回発行、昭和63年にて終了。なお、本内 容の最新部分については現在、独立行政法人 工業 所有権情報・研修館が提供する特許電子図書館の 「その他情報 | - 「審決取消訴訟判決集 | (http://www1.ipdl.ncipi.go.jp/PDF/Sonota/sinketu/i ndex.html) からも利用可能。)」を、また、昭和50 年から、審決・判決のうちで特に審判業務に参考と なるものを抽出して収録した「参考審判決集(「赤 本 | と呼ばれていた。毎年1回発行、昭和63年にて 終了。)」を発行していた。上記にうち前者の審決取 消訴訟判決集については、検索を容易にするために、 判示事項内容索引、判決言渡日順索引、事件番号順 索引、審判番号・原審判号索引を設けていた。

しかし、青本や赤本に蓄積される審判決の増大に 伴い、それまでの青本、赤本の索引では審判決の検 索は困難となってきたため、審判決例の検索時間の 短縮を目的として、昭和61年に最初のJタームシス テムが開発され庁内サービスに供されたのである。

# 2) Jタームシステムの開発及び改造

当初のIターム検索システム(図1)では、イメー ジデータとして判決のみを独自の蓄積ファイルに格 納し、インデックスデータ(Jターム)やキーワー ドを組み合わせた検索式を入力することによってヒ

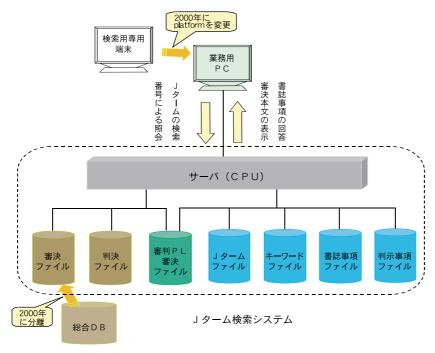


図1 Jターム検索システムの構成

ットした文献の文献番号、書誌事項、判決本文を表 示させていたが、審決本文の表示については、別途 構築されていた総合資料データベース(特許等の文 献公報表示用のデータベース)にリンクさせて表示 するという構成をとっていた。

この構成では、審判決本文がシステムに蓄積され るのが公報発行後であったため、より迅速に審判決 のアクセスしたいという要望が強くなった。一方で、 審判ペーパーレスシステムの開発及び審決CD -ROM発行が2000年より計画されることになったこ とから、それに合わせて」ターム検索システムにつ

いても審判ペーパーレスシステムと一体化し、サー バに蓄積された審判決の全文イメージを即座に表示 可能とした構成のシステムとなって今日に至ってい る(図1、平成12年1月利用開始)。以下より、現在 の」ターム検索システムの構成について説明する。

### 3) Jタームのデータベース

Jターム検索システムのデータベースは、審決と 審決取消訴訟判決を中心に蓄積されており、表1に 蓄積データの概要を示す。

以上のように、特に審決については過去の公報発

表1 Jターム検索システムの蓄積データ概要

	種類	時期的範囲
審決	特許、実用新案、意匠及び商標についての以下の審決等	審決日が昭和30年以降のもので審決公報
	・ 拒絶査定に対する審判	発行分 ( 1)
	・ 補正却下不服審判	(但し、昭和58年以前の発行分については
	・無効の審判	主要なもののみ)
	・訂正の審判	
	・商標登録の取消審判	審決日が平成12年以降のものは全審決
	・判定	( 2)
	・特実・商標登録異議の決定	
判決	最高裁、高裁、地裁で言い渡しのあった知的財産権関係の判決	判決日が昭和23年以降のもので主要なもの
	・審決取消訴訟	( 3)
	・工業所有権侵害訴訟	
	・著作権法、不正競争防止法関係の訴訟	

#### (1) 蓄積対象の審決は以下のとおり

(1)参考審判決集(「赤本」)に掲載された審決

参考審判決集とは、昭和30年以降の審決、判決を抽 出し、判示事項(審決の要点)を付けて事例毎に分類 して発行していたもので、これに掲載された審決につ いて解析を行った書誌的事項、審決分類、細展開コー ド、判示事項をコード入力

(2)昭和59年以降の確定審決

昭和59年以降の確定審決であって、審決公報が発 行されたものについては、全件の審決分類データ(主 任審判官が審決時に付与)及び書誌的事項データを、 特許庁の庁内システムから取り込んで蓄積

- (3) 審判部で抽出した参考審決(審決日が昭和63年以降) 上記 (1)の参考審判決集は、昭和63年度をもって 発行を中止したため、審決日が昭和63年以降の確定 審決であって、特に重要として審判部で抽出したもの を対象に解析を行った書誌的事項、審決分類、細展開 コード、判示事項をコード入力
- (2) 審判PLシステムから、全文コードデータ、書誌事項、 審決分類を取り込んで蓄積

- (3) 蓄積対象の判決は以下のとおり
  - (1)参考審判決集(「赤本」)に掲載された判決 (注2)(1)で説明した参考審判決集に掲載された判 決については、解析を行った書誌的事項、判決分類、 細展開コード、判示事項等をコード入力
  - (2) 審決取消訴訟判決集 (「青本」) に掲載された判決 審決取消訴訟判決集(青本)とは、特許、実用新案、 意匠、商標の審決取消訴訟の判決を、判示事項(審決 の要点)を付け、かつ、判決分類に従って並べ替えた 上で発行していたもので、これに掲載された判決につ いては、解析を行った書誌的事項、判決分類、細展開 コード、判示事項等をコード入力
  - (3) 審決取消訴訟判決集(通称「白本」)に掲載された判決 審決取消訴訟判決集(白本)とは、昭和63年度か ら、特許、実用新案、意匠、商標の審決取消訴訟の判 決に加えて、知的所有権関係の侵害訴訟等の判決を併 せて掲載発行しているものであり、これに掲載された 判決については、解析を行い、書誌的事項、判決分類、 細展開コード、判示事項等をコード入力

行分に加えて、審判ペーパーレスシステムにて起案 作成された全審決について円滑に取り込んで蓄積す ることで、最新の審決例を検索・照会し審理へ有効 に反映することが可能となっている。

# 4) Jタームデータの構造

Jターム検索システムの検索キーであるJタームは、審決分類、判決分類に細展開コード、IPC等の分類コード及び裁判所コードを加えて構成されている。しかし後述するように、Jタームの構成が複雑かつ分かり難くなっている上、細展開コードなど実際の審判決絞り込みに有効なコードが限定的にしか付与されていないことが、利用を限定的にしている一因となっている。以下に詳細に説明する。(図2)

審判決分類は、法区分、審級、審判・裁判の種類、 判示事項、細展開、結論、分類、裁判所から成り立 っている。

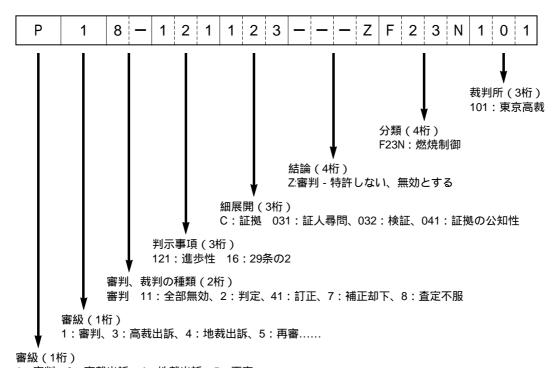
法区分は、特・実・意・商の4法とその他に別れ

ており、そのうち特・実については共通点が多いことからまとめて利用できるようになっている。

審級は、審判事件、高裁事件、上告事件を区分と するものであり、その他に、再審、地裁(侵害訴訟 事件)などがある。

審判、裁判の種類は、裁判を通常訴訟、仮処分、 再審に区分し、また、審判を無効審判、判定、訂正審 判、補正却下不服審判、査定不服審判、異議(過去の 特実分も含む)等に区分している。審決取消訴訟は裁 判であるが、審判と同じタームを使用している。

判示事項は、審判決がどのような法律的事項に言及しているかを区分するためのもので、具体的なタームは、審判、裁判の種類により異なったものが用いられる。例えば、通常訴訟についての判示事項は、権利範囲、先使用、差止請求権等のタームで構成されているが、査定不服審判についての判示事項は、拒絶理由条文に対応するターム(具体的には、特許29条1項、2項、37条、29条の2、等)で構成されている。なお、判示事項としては、上記Jターム以外



1:審判、3:高裁出訴、4:地裁出訴、5:再審.....

図2 Jタームのデータ構造及び代表例

に、審判決の要点を抄録化した情報が別途あり、こ れは表示用として使われている。

細展開は、判示事項までの入力では十分に文献数 を絞ることができない判示事項タームについて、さ らにその判示事項タームを展開したものである。具 体的には、例えば、新規性喪失例外(特許30条)に 関係する細展開として、081:試験に関するもの、 082:刊行物発表に関するもの、083研究集会発表に 関するもの、084:意に反して、に関するもの、 085:博覧会に関するもの、という形で展開されて いる。この細展開コードは、上位の判示事項コード より幅広く付与されているため、例えば検索の際に は、判示事項を入力せずに網羅的に検索を行うこと も行われている。なお、この細展開コードは、審判 官が付与するものではなく、外部委託により必要な 文献(現在では審決取消訴訟判決、及び参考審判決) にのみ付与されているため、これにより検索可能な 範囲は限定されている。

結論は、審決、審決取消訴訟判決およびその他の 判決でそれぞれ異なる分類構成をとっている。審決 の結論は、前審を取消した場合をY、前審を維持し た場合をZとし、審判での処理に応じて他の英字一 字と組み合わせて構成している。判決の結論は、原 (審)判決取消の場合はW、原判決維持の場合はYを、 原判決の結論コードの末尾に付けて分類を構成して いる。例えば、査定系不服審判で請求不成立(Z) の審決を高裁にて取消(ZW) その原判決を取消し た最高裁判決は、ZWWとなる。

分類は、特実の場合は国際特許分類を、意匠の場合 は意匠分類を、商標の場合は商標分類を用いている。

裁判所は、数字3桁の裁判所コードが定められて いる。

#### 5) Jタームシステムの機能

Jターム検索システムは、Jターム等の検索キーを 用いた検索機能、各種番号の入力により審判決本文 を表示する照会機能を備えている。検索キーとして は上記」タームにキーワードを加えた9種類を用意し ており、また、審決日が平成12年以降の審決は、全 文フルテキストサーチができる。

#### (1)検索機能

Jタームとキーワード、及びテキストによる検索 を行うことができる。ちなみにキーワードであるが、 審判決本文から、主要な法律的事項、技術的事項を 20字以内の自然語で抽出したものである。全文テキ ストサーチの部分については、範囲検索、近傍検索、 ヒットワード機能等がある。

また制限条件として、審決日(判決言渡日)など の日付を指定することができる。

#### (2) 照会機能

照会は、審判番号、出願番号、公開番号、登録番 号、事件番号で入力することができ、入力された番 号に係る審判決を表示することになる。

なお、この」ターム検索システムの利用は、平成 11年以前は総合資料データベースとのリンクを前提 に構成されていたため、利用プラットフォームは総 合資料用のサーチ端末からであったが、審判ペーパ ーレス化との一体化に伴って、平成12年以降は業務 用PCからのWebベースでのより簡便な形態の利用 となっている。同時にその他の照会機能とのリンク が可能となり、照会画面から、審判経過、出願経過 等の参照が可能となり、事案の総合的情報のより迅 速な把握が可能となっている。

#### 6)今後の課題

上述のように、」ターム検索システムは審判決の 検索ツールとしてきわめて有効であり、特に最近で は審判ペーパーレスシステムとの連携が図られたこ とで、利用可能な範囲が新規かつ広範囲となったこ とは、利用性向上の大きな一因である。

一方で、例えばバック(過去)審決分のデータ蓄 積が不十分、」タームが複雑で分かりにくいなどの 問題も抱えており、かならずしも利用が拡大してい るとはいえない状況である。

バック分の蓄積については、起案の参考となる審 判決が見つかれば、必ずしも過去漏れなく文献を完 備する必要があるかは議論のあるところであるが、 極めて重要な過去の審決が参照できない場合も希に あることから、少なくともそのような事例の無いよ

う整備することが望ましく、既に平成12年鋭意バッ ク分の蓄積を行っておりほぼ終了しているところで ある。

また、検索キーであるJタームに関する問題とし ては、Jタームの構成自体が現状に合致していない、 文献とJタームの対応関係が適切でない場合が散見 される、などがあげられる。前者については、実際 に使用事例のよく分からないタームが残存している ことと、法改正による無効審判の審理機会増加など 新たな要請に伴って必要となるJターム(例えば、 併合について、など)の新設があり、逐次必要性を 考慮して【ターム表の体系見直しをしていく必要が ある。一方、後者については、蓄積データのメンテ ナンス・修正機能及びその運用が最近構築されてい るが、システム自体利用が進まないこともあって、 なかなかメンテナンスも進んでいないのが現状であ る。当面利用性の向上によりメンテナンスにつなげ ていく地道な作業が必要となろう。

# 3. 審決等の外部での利用

以上のように、庁内において審理の充実に審判決 を有効に活用できるよう環境を徐々に整備している ところであるが、一方で外部ユーザからも審決を利 用したいという要望も出されていることから、これ に対応するため様々な施策を行ってきている。

まず審判決の簡便な利用としては、1999年以前の 紙による審決公報発行に代えて平成12年からCD-ROM公報による発行を行うことで、パソコン環境 での簡便な利用が可能となっている。またそれと前 後して、1999年から特許電子図書館(IPDL、2004 年10月より独立法人工業所有権情報・研修館が運 営、http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl) にお いて公報をインターネットにて閲覧できる環境(審 決公報DB) が提供されている。加えて2000年から は、同じくIPDLにて審決速報サービスの提供を行 っている(図3)。これは審決決定が成されてから審



図3 IPDL審決速報の検索画面

決公報が出される(審決公報DBの反映)までの数 ヶ月のタイムラグの間に、審決をいち早く見たいと いう要望に応える形で提供を開始したもので、機能 として審判番号による照会に加えて、審判種別、請 求人別、分類別等の各種項目による検索を可能とし、 より利便性の高いものとなっている。

次に、審判決のより付加価値の高いサービスの支 援として、IPDLにおいては庁内と完全に同等機能 の提供は行っていないものの、外部において同様な 環境が整備され広く利用が促進させるよう、審判経 過情報等の基礎データの幅広い提供を既に行ってい る。これは、民間の工業所有権情報提供事業者によ り高付加価値のサービスが提供されるよう、特許庁 で生成される審査経過情報等の各種情報をSGML形 式のデータに整理標準化し、マージナルコストで提 供するというサービスの一環である。民間による審 判決情報の提供については、例えばLEX / DBイン ターネットやATMSなどがすでに行っており、上述 のIPDLによるサービス機能の整備では十分に対応 できない要請に対しては、このような民間工業所 有権情報提供事業者による高付加価値のサービス の充実がなされることで応えられるよう協力を行 っている。

#### 4. おわりに

J検索タームシステムについては、前述した問題 点以外にも、細展開コード等の絞り込みに有効なキ 一の限定的付与の解消、準備書面など訴訟準備作業 において要請の高い情報の利用環境をどう整えるか など、様々な要請がある。今後は、マニュアルの整 備を通じて利用の促進を図るとともに、メンテナン ス、及び利用性の高い機能拡張など、上記要請を考 慮したより使いやすいシステム作りを進めて、迅速 な審理においてなくてはならないシステムとするこ とが必要である。また、知的財産に関する啓蒙・普 及がより求められている状況からして、庁外におい ても、審決情報についての利用がより一層進むよう、 サービス提供及び協力を行っていくことが当然必要 であろう。

# **Profile**

仲間 晃(なかまあきら)

昭和63年4月 特許庁入庁 審査部(送配電、電力、情報記録、インタ フェース)、総務課、調整課、情報システム 課、審判部(インターフェース)、審判企画 室を経て、現在に至る。